

信用取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、信用取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。
あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

信用取引とは

- 信用取引は、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差し入れていただき、売付に必要な株券（※ 1）、優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、投資証券等（以下、「株券等」といいます）や買付に必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。
- 信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。
- 信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をもち合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

※ 1 株券…この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。

手数料など諸費用について

- ・ 信用取引を行うにあたっては、別紙「手数料など諸費用について」に記載の委託手数料、事務管理費等（以下、「手数料など諸費用」といいます）をいただきます。なお、手数料など諸費用については、決済時に清算されます。
- ・ 信用取引の買付（以下、「買建」といいます）の場合、買付代金に対する金利をお支払いいただきます。また、売付（以下、「売建」といいます）の場合、売付株券等に対する貸株料及び品貸料をお支払いいただきます。

委託保証金について

- ・ 信用取引を行うにあたっては、別紙「代用有価証券の種類、掛目等」に記載の委託保証金（有価証券により代用することが可能です）を担保として差し入れていただきます。
- ・ 委託保証金は、売買代金（以下、「約定代金」といいます）の 33%以上で、かつ 30 万円以上が事前に必要です（別途、手数料など諸費用も必要）。レバレッジ型 ETF 等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、33%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。（※）また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用有価証券の掛目等は、別紙「代用有価証券の種類、掛目等」に定めるところによります。

（※） 33%を上回る委託保証金が必要な銘柄等については、お知らせ等にて事前にご確認ください。

信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・ 信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付となっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下、「裏付資産」（※2）といいます）の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・ 信用取引の対象となっている株式等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・ 信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金率が 20%を下回った場合は、翌々営業日までに、委託保証金率が 20%以上となるよう追加の委託保証金を差し入れていただく必要があります。
- ・ 委託保証金の不足分または追加の委託保証金を期日までに差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、その翌営業日以降に損失を被った状態で建株（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部または全部が、お客様の計算により任意に決済（反対売買または現引・現渡）される場合があります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。
- ・ 上記決済で生じた損失を現金保証金、お預かり金等で充当できない場合、受渡日の翌営業日以降、お客様の代用有価証券またはお取引口座の有価証券のうち不足金充当相当額が売却されます。さらに不足する場合は速やかにご入金いただく必要があります。
- ・ 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります（※ 詳細は、各金融商品取引所で公表されている「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン」及び「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」でご確認いただくか、当社までお問い合わせください）。また、当社が独自に、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。

このように信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・信用取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。

※ 2 裏付資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付資産を含みます。

信用取引の仕組みについて

○ 制度信用取引とは

- ・制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等（※3）を対象とし、品貸料及び返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等及び買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること（貸借取引）ができます。
- ・制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。なお、制度信用取引で買建ができる銘柄は、金融商品取引所が定めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。また、売建ができる銘柄は、制度信用銘柄のうち金融商品取引所が定めた銘柄（貸借銘柄）に限られます。
- ・制度信用取引の返済期限は最大で 6 カ月と決められており、6 カ月を越えて制度信用取引を継続することはできません（※4）。なお、制度信用取引を継続することが適当でない認められるときには、制度信用取引の返済期限（6 カ月）の定めにかかわらず、金融商品取引所により返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われることがありますので、ご注意ください。
- ・制度信用取引における金利、貸株料は、その時々金利情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります（※5）。また、金利、貸株料は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、当社にご確認ください。また、別紙「手数料など諸費用について」に記載の事務管理費（以下、「管理費」といいます）をいただきます。
- ・制度信用取引における貸借銘柄について、証券金融会社において株不足（貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態）が生じ、この株券等を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料（いわゆる逆日歩）を支払い、買い方はこれを受け取るようになりますが、品貸料は、その時々株券等調達状況等に基づき決定されることとなります（※5）。そのため、場合によっては 1 日あたり 1 株 1 円を上回るような

高額になることがあります。

- ・制度信用取引について売り方のお客様からお支払いいただく貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。なお、貸株料等の信用取引に係るコストについては、取引の開始の際に説明いたします。
- ・制度信用取引によって売買している株券等が、株式分割、株式無償割当て、会社分割、株式分配、その他権利付与（以下、「株式分割等」といいます）による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします（注）。例えば、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

⇒売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合（分割比率 1：2 等）

株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付または買付の数量を増加し、建単価（約定値段）を減額します。

⇒上記以外の株式分割の場合（分割比率 1：1.5 等）

金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の建単価（約定値段）より引き下げます。

（注）制度信用取引では、お客様が買い付けた株券等は、担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券等に株式分割等による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、

①事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合

②権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など

譲渡性及び換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値または無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。

- ・配当落調整額（以下、「配当金相当額」といいます）については、その株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ちの約 3 カ月後）、配当金相当額を買い方は受け取り、売り方は支払うこととなります。その株式の権利確定日時時点で建玉を保有している場合に受け払いが発生しますので、特に売建株の場合は支払い義務が発生しますので注意が必要です。または配当金相当額は、源泉徴収税額相当分を控除した金額となります。
- ・証券金融会社は、貸借銘柄について、株券等の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券等の調達が困難となっ

た場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売建や、買建した銘柄の売却（売埋）・現引による返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

- ・ 制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更したり、逆に一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更することはできません。
- ・ 制度信用取引によって売買している株券等について株主総会の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待券等の権利を放棄することになります。

○ 一般信用取引とは

- ・ 一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等（※3）を対象とし、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。しかし、一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。
- ・ お客様が一般信用取引で買建ができる銘柄は、上場廃止基準に該当した銘柄以外の全銘柄、売建ができる銘柄は、当社が指定した銘柄となります。ただし、金融商品取引所や当社の判断等により、特定の銘柄について一般信用取引の利用を禁止する場合もあります。
- ・ 返済期限は原則無期限となりますが、上場廃止等により決済期日が設定される場合があります。
- ・ 一般信用取引における貸株料、返済期限及び金利は、その時々金利情勢、株券等調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります（※5）。また、貸株料及び金利は、金利情勢、株券等調達状況等によって変動する場合がありますので、一般信用取引を利用されるお客様は当社にご確認ください。また、別紙「手数料など諸費用について」に記載の管理費をいただきます。
- ・ 一般信用取引によって売買している株券等について株式分割等による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理についても、証券金融会社を通じた処理ができないため、お客様と当社との合意によることとなりますので、この点についても、事前に当社にご確認くださるようお願いいたします。
- ・ 一般信用取引は、貸借取引の利用を前提としない信用取引ですから、原則として、制度信用取引のように、証券金融会社における株券等の調達が困難になったという理由で制約を受けることはありませんが、当社の与信管理の都合上、あるいは売建株について当社における株券等の調達が困難となった場合等において、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を越えて一般信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に当社にご確認くださるようお願いいたします。
- ・ 一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更したり、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更することはできません。

- ・ 一般信用取引によって売買している株券等について株主総会の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待券等の権利を放棄することになります。

※3 信用取引では、東京証券取引所に上場している株券等が対象となります。また、対象銘柄であっても利用できないことがありますので、事前にご確認下さい。

※4 制度信用取引では、売買した日の6ヵ月目の応当日（応当日が休日の場合は直前の営業日、応当日がない場合にはその月の末日）の前営業日までに決済（反対売買または現引・現渡）をする必要があります。お客様が、「応当日の前営業日」までに決済しなかった場合、当該建株は応当日以降に自動的に反対売買されます。また、反対売買が約定しない場合は、現引もしくは現渡されることがあります。

※5 その額は、その時々の金利情勢、株券等調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

信用取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における信用取引については、以下によります。

- ・ お客様に信用を供与して行う株券等に係る次の取引
取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 信用取引に係る委託保証金または代用有価証券の管理

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 信用取引における配当金相当額は、上場株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。
- ・ 信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 信用取引に係る上場株式等の譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において信用取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「信用取引口座設定約諾書」の内容を十分お読みいただき、記載の内容を承諾の上、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。
- ・ 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ 金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン」に該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。
- ・ お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。これに対して、信用取引によって買い付けた株券等及び信用取引によって株券等を売り付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。

したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済（売埋）・買い返済（買埋）及び現引・現渡による信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、金融商品取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくことになります。この場合にお

いて、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられないので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。

- ・適格機関投資家（これに類する外国法人を含む。）が信用取引の売付を行う場合及びそれ以外の投資家が行う信用取引の売付のうち売付1回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単位の50倍を超える場合には、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりますので、注意してください。
- ・注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。
- ・万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社までお問い合わせください。

当社の概要・連絡先

商 号 等	大和コネクト証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3186号
本 社 所 在 地	〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目2番1号
加 入 協 会	日本証券業協会
指定紛争解決 機 関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター （略称:FINMAC） 当社との間における金融商品取引業に係る苦情・紛争の解決のため、 上記 FINMAC（連絡先：0120-64-5005）をご利用になれます。
資 本 金	75 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
営 業 開 始 日	2020 年 5 月 27 日
連 絡 先	カスタマーサポートセンター(03-6670-3917)でお取引内容に関する お問い合わせ、ご意見や苦情等につきまして、受け付けております。

代用有価証券の種類、掛目等

委託保証金は、約定代金の 33%以上で、かつ 30 万円以上が事前に必要です（別途、手数料など諸費用も必要）。レバレッジ型 ETF 等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、33%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。（※）

（※）33%を上回る委託保証金が必要な銘柄等については、お知らせ等にて事前にご確認ください。

また、有価証券により代用する場合の主な有価証券の種類（※）、代用有価証券の掛目（前日時価に対して）は次のとおりです。ただし、外貨建てのものは除きます。

上場株券等（※1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80%
公社債投資信託以外の有価証券（ただし上場されているものは除く）・・・・・・・・・・	80%

※1 国内金融商品取引所に上場されている株券、優先株、優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、投資証券等をいう。（日本銀行の発行する出資証券は含まない。）

委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所により変更されることまたは当社の判断により代用有価証券の除外を行うことがありますので、ご注意ください。

なお、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合、当社の判断により代用有価証券の除外（以下、「代用除外」といいます）を行うことができるものといたします。代用除外を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- ・ 行政庁による法令等に基づく処分または行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

※ 信用取引口座を開設すると、原則として、当社に預けている有価証券で委託保証金となる有価証券はすべて（当社が指定しないものを除きます。）自動的に代用有価証券となります。

証券保管振替機構に預けていない代用有価証券が株式分割・併合となった場合、新株は口座に入庫され

るまで担保とみなされません。したがって、権利落ち日に、追加委託保証金が発生する場合があります。
証券保管振替機構に預けている代用有価証券が株式分割・併合となった場合、新株は権利落ち日より担保（委託保証金）とみなされます。

以 上

手数料など諸費用について

(本書面上に記載されている手数料は、消費税等相当額を含めた総額表示となっております。)

1. 委託手数料 (税込)

- 取引時の手数料が無料となる回数が毎月10回分付与^(※1)されます。手数料が無料となる回数が残っている場合は、お客様にその都度、無手数料で取引を行うか、有料で取引を行うかご選択いただきます。
- 手数料が無料となる回数が残っていない場合、または有料で取引を行うことをご選択いただいた場合は、以下の手数料が適用されます。

約定代金	手数料
100万円以下	約定代金の0.033%
100万円超	一律330円

- 買建および売建の取引にかかる委託手数料は返済時の徴収となります。

※1 無料となる回数は「信用取引によらない取引」と「信用取引」で合算して管理することとします。
手数料が無料となる回数は、上記とは別に付与される場合があります。

2. 信用取引金利

- 買い方(買建しているお客様)は当社に買方金利を支払い、売り方(売建しているお客様)は当社から売方金利を受け取ります。買方金利及び売方金利は、当社が利率を決定します(※2)。
- 信用取引金利は、その時々金利情勢等の動向により、変更されることがあります。なお、変更された場合には、既存建株についても変更日から適用されます。
- 信用取引金利は、買建しているお客様の約定代金に対して、所定の買方金利と受渡日ベース(両端計算)の日数を乗じて計算し、支払利息として決済時に支払います。また、売建しているお客様の約定代金に対して、所定の売方金利と受渡日ベース(両端計算)の日数を乗じて計算し、受取利息として決済時に受取ります。そのため、建日当日に決済する日計り取引(※3)についても1日分の金利が発生します。

3. 信用取引貸株料

- 信用取引貸株料とは、お客様の売建株調達にかかわる費用で、当社が利率を決定します(※2)。
- 信用取引貸株料は、その時々金利情勢等の動向により、変更されることがあります。なお、変更された場合には、既存建株についても変更日から適用されます。
- 信用取引貸株料は、品貸料と異なり、買い方が受け取ることはできません。
- 信用取引貸株料は、売建しているお客様の約定代金に対して、所定の信用取引貸株料と受渡日ベース(両端計算)の日数を乗じて計算します。そのため、建日当日に決済する

日計り取引（※3）についても1日分の信用取引貸株料が発生します。

4. 品貸料（逆日歩）

- ・品貸料とは、株券等の調達費用のことで、証券金融会社において株不足が生じ、不足した株券等を調達するために費用がかかった場合に発生します。
- ・品貸料は、売り方は支払い、買い方は受け取ります。
- ・一般信用取引では、品貸料は発生しません。
- ・品貸料は1株あたり何銭という計算で行われ、日本証券金融会社のウェブサイトなどで数値を確認できます。
- ・品貸料の日数計算は、信用建取引の受渡日から決済時の受渡日の前日までとなり、日計り取引（※3）の場合、品貸料はかかりません。
- ・品貸料は、その時々株券等調達状況等に基づき決定されることとなります（※2）。そのため、場合によっては1日あたり1株1円を上回る高額になることもあります。

5. 事務管理費

- ・事務管理費とは、お客様の建株に発生する諸権利の保全・残高管理等を行うための費用です。
- ・信用取引で買建または売建の取引が成立した日の1カ月の応当日を越えるごとに1株あたり税抜で10銭発生し、上限は1,100円で下限は110円（いずれも税込）となります。
- ・事務管理費は建株の返済時の徴収となります。
- ・制度信用取引と一般信用取引の両方に建株がある場合、各々に事務管理費が発生します。

6. 名義書換料

- ・名義書換料とは、権利確定日を超えて買建をしている場合、1売買単位あたり55円（税込）が必要となります。ただし、ETFおよびETNについては1売買単位あたり5.5円（税込）です。税込金額をもとに計算した結果生じた円未満の端数は切捨てとなります。
- ・買い方のみ発生し、権利落ち日に確定し、建株の返済時の徴収となります。

※2 その額は、その時々金利情勢、株券等調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 信用取引における日計り取引とは、信用建取引をしたその日のうちに埋取引をすることをいいます。

※4 1建株とは、信用建取引による買付・売付において、同一銘柄が、同一約定日に同一市場において約定されたものをいいます。

以 上